SPORTS & SUPPORTS
KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

こうとう区報
NO. 1972

平成30年(2018年)
7/1
毎月1日・11日・21日発行
発行:江東区/編集:広報広聴課
〒135-8383 江東区東陽四丁目11-28
http://www.city.koto.lg.jp
☎3647-9111(代) FAX5634-7538

江東区のふるさと納税

あなたの“想い”を江東区(ふるさと)へ

自分を育ててくれた「ふるさと」を応援するために、税制度を通じて貢献する仕組みができないか、そのような想いのもとに「ふるさと納税」は導入されました。

しかし、現状では高額な返礼品により寄附を募る自治体間の競争が加熱しています。これは、制度本来の趣旨とはかけ離れたものです。

江東区は現在のふるさと納税制度の是正を国に求めるとともに、制度本来の趣旨を踏まえ、「こうとう伝統と未来の応援寄附金」の活用事業を積極的にPRし、協力を呼びかけてまいります。皆さまからの寄附をお待ちしています。

区の財源が失われています

本区は、ふるさと納税の影響により、平成30年度は18億6千万円もの減収の見込みとなっており、平成26年度と比較すると約60倍となっています。

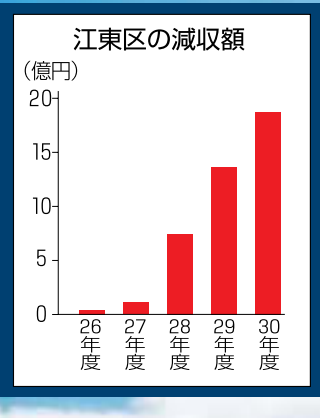

こうとう伝統と未来の応援寄附金

新たな寄附金活用事業スタート

SUPPORTS

無料学習支援教室のために

経済的事情により塾に通えないこどもたちが、高校進学など、次のステップへ順調に進めるように、**無料学習支援教室**を江東区文化センターと総合区民センターで実施しています。

こどもは私たちにとって、かけがえのない「財産」。「まなび」の場を通じて、一人でも多くのこどもたちの未来が笑顔であふれるよう、教室運営に活用します。

がんになっても“生きがい”を持つために

がんに関する不安や悩みを抱える人たちが「生きがい」を持ち続けるために、豊洲にある認定NPO法人マギーズ東京と協働して実施している「**夜間相談事業**」のために活用します。家庭的な雰囲気で看護師や心理士などと話をすることにより、少しでもほっとした時間を過ごしてもらえるようサポートします。

SPORTS

障害者スポーツの振興のために

障害のある人もない人も、大人もこどもも、誰もが楽しむことができるスポーツ、それが“パラスポーツ”です。

江東区を『パラスポーツの盛んなまち』にするため、「**障害者スポーツフェスタこうとう**」の開催経費に活用し、パラスポーツの魅力を一人でも多くの方に伝えていきます。

他にも下記の目的のために寄附することができます。

1. 学校教育のため
2. 子育て支援のため
3. 高齢者福祉のため
4. 障害者福祉のため
5. 環境対策のため
6. 水とみどりのまちづくりのため
7. 防災対策のため
8. 健康増進のため
9. 地域振興のため
10. スポーツ振興のため
11. その他

税金が軽減されます

区への寄附はふるさと納税として税制上の「寄附金税額控除」の対象となり、手続きを行うことにより、税の軽減を受けることができます。詳細は区ホームページをご確認ください。

寄附金の申込方法

①課税課税務係(区役所5階6番)にある申出書(区ホームページからも入手可)に寄附をしたい事業など必要事項を記入し、〒135-8383区役所課税課税務係へ郵送、ファクス、メールまたは窓口に提出してください。

②後日、寄附金額を記載した納付書を送付します。お手元に届いたら、近くの公金取扱金融機関で納付をお願いします。

問 **[寄附金の手続きに関すること]**
課税課税務係☎3647-8093、FAX3647-4822
e kazei@city.koto.lg.jp
[寄附金の活用に関すること]
財政課予算担当☎3647-1760、FAX3647-9345

今号の主な内容
[2面]介護保険サービス利用者負担　所得が一定以上ある65歳以上の方は3割に　[4面]江東区民まつり中央まつり協賛・出演・出店団体募集　[5面]国保・後期高齢者医療「山の家」　[7面]江東区職員(福祉)募集

UD FONT